

問合せ先	
池田警察署	☎572・0110
茂岩駐在所	☎574・2013
豊頃駐在所	☎574・2151
大津駐在所	☎575・2002

冬の交通安全運動の実施！

【運動期間】

11月13日（土）～11月22日（月）まで

【活動重点】

- 子ども・高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- スリップ事故防止と全席シートベルトの着用
- 飲酒運転の根絶
- 交通安全事故防止ポイント

▼ドライバーの皆さんへ▲

- ・右方向からの横断歩行者や交差点とその付近での歩行者、自転車の動きに十分注意して思いやりのある運転をしましょう。
- ・早めに冬用タイヤに交換して、急な降雪や路面凍結に対応できるように準備しましょう。
- ・日陰や橋の上、トンネルなどでは、路面が凍結している場合があるので、注意しましょう。
- ▼歩行者の皆さんへ▲
- ・外出するときは、ドライバーから目立つように明るい服装や反射材を身につけましょう。
- ・道路を横断するときは横断歩道を利用して、信号機がある場合は信号機を守りましょう。
- ・横断中も常に左右の安全を確認しましょう。

冬山の遭難防止

冬山は、装備・計画しっかりと

冬山の登山は、白雪を踏んで厳しい自然環境と闘いながら山頂を極める醍醐味など、夏山と違う大きな魅力があります。その反面、天候急変による気象遭難や地形が要因となる雪崩や滑落などの遭難が数多く発生していますので、次の点に注意しましょう。

- ・無理のない計画を立て、登山計画書を提出しましょう。
- ・単独での登山は避けましょう。
- ・万全の装備と余裕ある食料等を準備しましょう。
- ・携帯電話を持ちましょう。
- ・気象情報の確認をしましょう。
- ・慎重な行動を心がけましょう。
- ・スキー場の標識や注意事項を守りましょう。

指名手配犯人の

発見にご協力を！

北海道警察では、凶悪事件などで指名手配した犯人の発見に全力を挙げています。よく似た人を知っている、見かけたなど：ピンときたら110番。皆さまのご協力をお待ちしています。

地域安全ニュース

問合せ先	
池田警察署	☎572・0110

一人歩き、安全対策を十分に！

夕暮れが早くなっています。女性・子どもが被害者になる犯罪が増加します。

- 夜の帰り道は、交通量が多くて街灯のある明るい道を選びましょう。
- 携帯電話・スマートフォンを操作しながらの歩行はやめましょう。
- 反射材等を身につけましょう。
- 防犯ブザーを携帯しましょう。
- ※携帯することによって、防犯意識の向上につながります。

地域安全・交通安全・少年非行防止標語コンクール優秀作品発表

令和3年度の池田町・豊頃町・浦幌町の小学4年生～中学生を対象に地域安全・交通安全・少年非行防止の標語を募集し、10月14日～18日の期間で各町で表彰式が行われました。

池田警察署管内の小学校5校206名、中学校3校175名から安全標語の応募があり、私たちが住んでいる地域を安心、安全の町にしようとする平和と正義の標語が多数ありました。

地域安全部門

【小学生の部】

大賞▽浦幌小学校5年
ふりこむな その声ほんとうに おまごさん？

【中学生の部】

大賞▽上浦幌中学校1年
「無料です」甘い言葉に 要注意を！

交通安全部門

【小学生の部】

大賞▽浦幌小学校6年
運転は いつも優しい 思いやり

【中学生の部】

大賞▽池田中学校1年
少しぐらい 小さな油断が 事故のもと

少年非行防止部門

【小学生の部】

大賞▽浦幌小学校6年
奪われる いじめによつて 命まで

【中学生の部】

大賞▽豊頃中学校2年
一人じゃない きつと味方は そばにいる

令和4年分について消費税の申告をされる個人事業者の方へ

消費税の届出はお済みですか？

問合せ先	
十勝池田税務署	☎572・2171

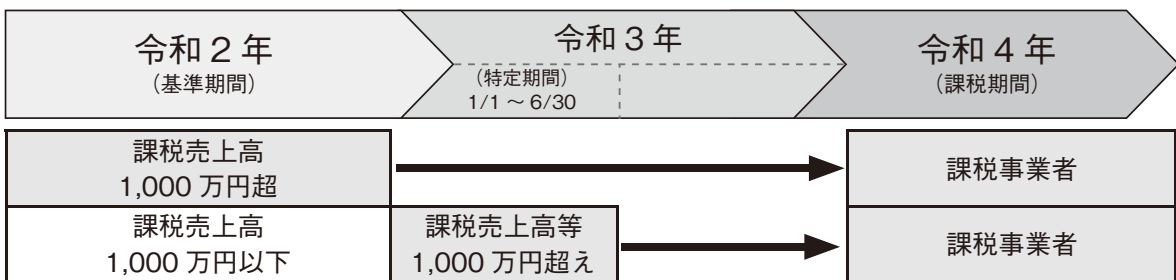
新たに課税事業者となる方

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を提出する必要があります。

令和4年分において課税事業者となる方

令和2年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和4年分は消費税の課税事業者に該当します。

※令和2年分とは、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの期間に係る年分をいいます。
※令和2年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和3年1月1日から令和3年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和4年分は消費税の課税事業者に該当します。この場合、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を提出する必要があります。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。



簡易課税制度の選択

令和2年分（基準期間）における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

令和4年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、令和3年12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

簡易課税制度とは

課税期間における課税売上に係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

- | 注意事項 |
|---|
| ○ 課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。 |
| ○ 一般課税で申告される方（簡易課税制度の適用を受けない方）が仕入税額控除を適用するためには、区分経理（取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理）に対応した帳簿および請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となります。 |
| ○ 区分経理を行うことが困難な中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者）の方には、経過措置として、売上税額の計算の特例が設けられています。 |
| ※売上税額の計算の特例は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間、適用することができます。 |

※消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。電話相談センターのご利用は、十勝池田税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。
※「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。詳しい手続については、e-Tax ホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）でご確認ください。